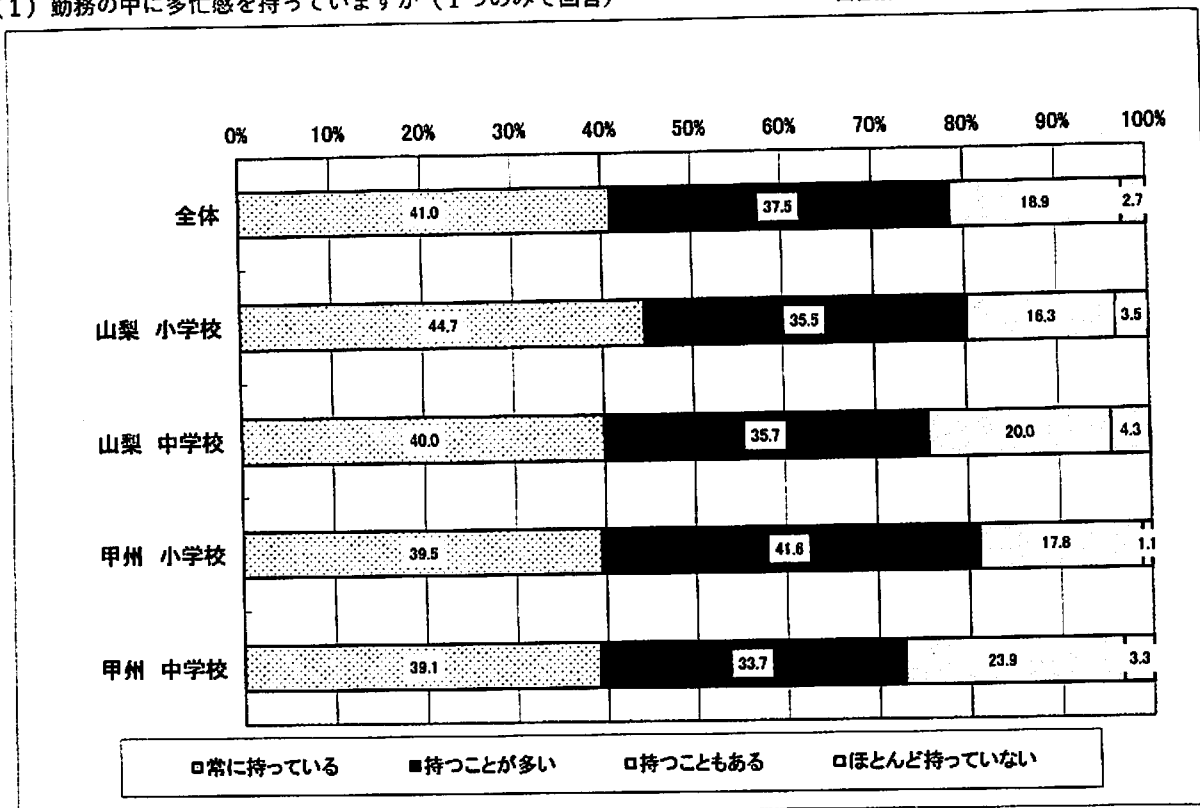


IV 教職員の健康と労働

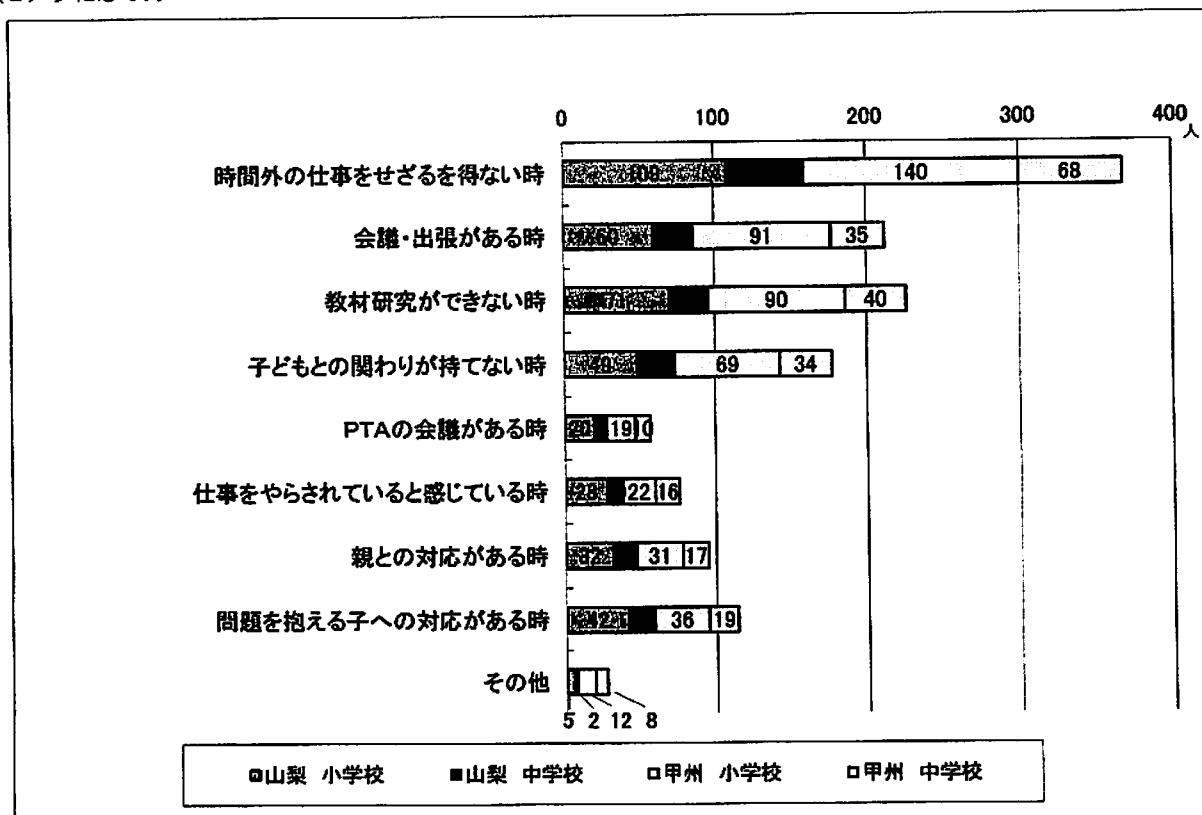
1 多忙感に関する調査結果

調査年月 2020年12月
 調査対象 東山梨全教職員
 回答数 488人

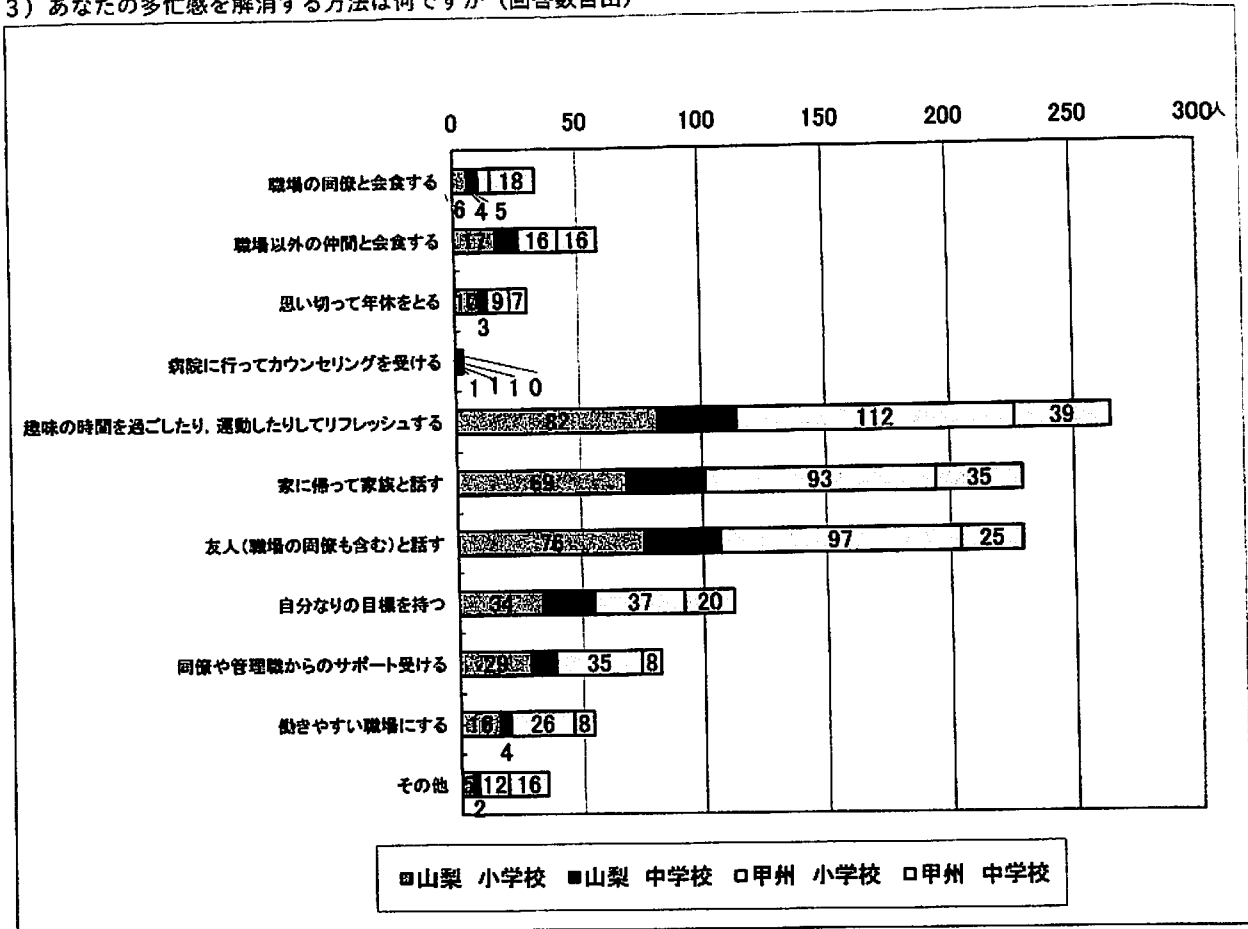
(1) 勤務の中に多忙感を持っていますか（1つのみで回答）



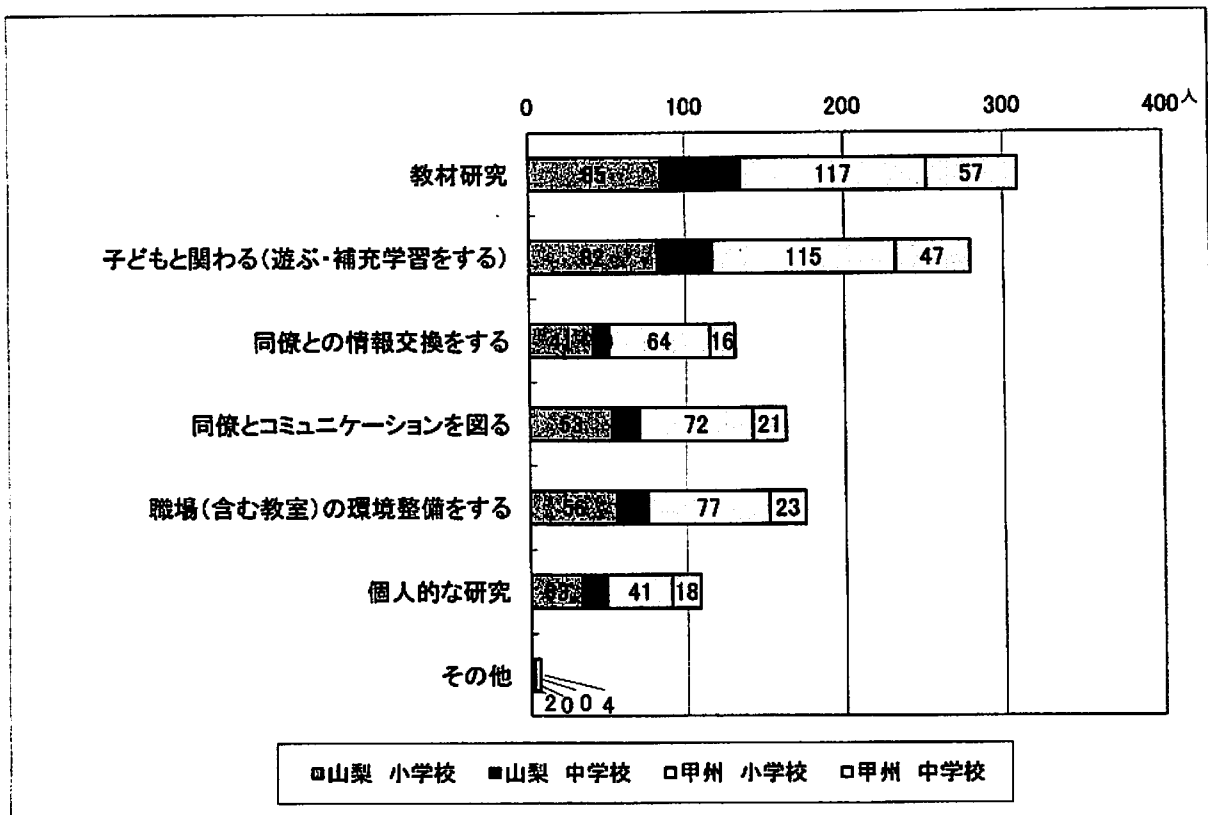
(2) 多忙感を持つときは主にどんな時ですか（回答数自由）



(3) あなたの多忙感を解消する方法は何ですか (回答数自由)



(4) 多忙感が解消されたら、その分充実させたいことは何ですか (回答数自由)



※その他の項目

(2) 多忙感を持つときは主にどんな時ですか (回答数自由)

- ・自分が担当していない学年の保護者との対応をしなければならない時がある。
- ・やってもやっても仕事が終わらないとき(次々にやるべきことが入る)
- ・文部科学省や県教委が、アクセルとブレーキを同時に踏ませようとする。一方は働かせ、一方は仕事をするな。先生方が頑張っていることに対しては評価しない。そして競争させようとする。これはかなり問題です。
- ・急な対応をしなければならなくなった時。(2)
- ・各種調査に対する回答の実施。(5)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の対応。(2)
- ・校務支援ソフトの活用により、今まで以上の時間を費やしてしまう時。(3)
- ・小規模校のため、一人にかかる校務分掌や仕事量が多い。また、複式学級での教科指導は人数が少なくても2学年分の教材準備が必要なので大変である。(2)
- ・行事が続いてあるとき。
- ・複数の内容を同時に処理しなければならないとき。
- ・生徒を引率していない日の部活動の大会役員。
- ・空き時間が無いとき。
- ・組合の会議・動員で時間をとられたとき。
- ・何度答えても解消されるめどすら立たない多忙に関するアンケートを回答しているとき。
- ・児童が下校してからも様々な仕事があり、持ち帰りや休日出勤をしないと仕事が終わらない(例えば児童会などの校務分掌の仕事や卒業アルバム制作、学年行事、修学旅行やスキー教室などの計画立案から会計報告、児童のノートの点検など)。

(3) あなたの多忙感を解消する方法は何ですか (回答数自由)

- ・自宅でストレスを発散する。
- ・ひたすら仕事をして、目の前にある仕事をこなしてなくす。(2)
- ・何もしない。できない。多忙感を解消する余裕もない。
- ・降りかかってきた仕事をさっさとこなす。
- ・多忙感を感じている仕事をやりきる。(2)
- ・業務を整理して、ム切が迫っているものや簡単にできそうな業務から片付ける。(2)
- ・仕事時間を確保していただいて、仕事をすしか多忙感解消しない。
- ・後回しにしてもどのみちしなくてはならない仕事なので休日を使ってもする。
- ・家でリラックスする時間をつくる。
- ・多忙感＝ストレスではない。
- ・解消していない・できていない。(13)
- ・とりあえず仕事が終わるよう頑張るが、ひとつ終わるとまた次が来る。
- ・飲酒
- ・長期休みに旅行に行くことを目標にする。

(4) 多忙感が解消されたら、その分充実させたいことは何ですか (回答数自由)

- ・超過勤務時間を短縮させる。
- ・年次有給休暇を自分のために使い、リフレッシュしたい。(4)
- ・家庭や自分の時間を充実させたい。(6)
- ・家庭の仕事。家庭のことは、かなり犠牲にしている。
- ・家庭のことをしたい。自分の子供と過ごす時間が欲しい。
- ・自分の学びたいことを学ぶ時間をつくりたい。
- ・感染症予防のため、これまでのように多忙感を解消できない現実もあります。
- ・自分の時間をもつ。(2)
- ・さらに運動してリフレッシュする。
- ・特に何もしない。

2 勤務について

(1) 年 休

① 日数別年休行使状況

	15 年	17 年	19 年	
0 日 ~ 2 日	13.2%	13.0%	14.8%	482人
2.5 日 ~ 4 日	11.6%	15.9%	18.1%	591人
4.5 日 ~ 6 日	17.5%	17.2%	16.8%	547人
6.5 日 ~ 8 日	14.0%	16.1%	16.3%	532人
8.5 日 ~ 10 日	19.2%	15.8%	15.5%	506人
10.5 日 以上	24.6%	22.1%	18.4%	600人

② 年休行使の理由 (2つ以内)

	15 年	17 年	19 年	
本人の負傷加療のため	52.7%	44.6%	40.5%	1,319人
冠婚葬祭のため	17.1%	10.5%	8.1%	263人
家族の傷病看護のため	24.2%	20.4%	18.7%	610人
家事の都合	33.0%	31.0%	30.6%	997人
休養のため	28.0%	31.9%	34.1%	1,110人
子どものPTA活動	20.4%	16.5%	12.6%	411人
その他	9.7%	8.3%	8.4%	275人

③ 行使されない理由 (2つ以内)

	15 年	17 年	19 年	
子・同僚に迷惑だから	73.6%	73.0%	70.2%	2,380人
多忙で取れない	74.7%	73.6%	70.5%	2,390人
授業計画が遅れるから	29.5%	26.2%	26.1%	886人
管理職の理解を得るのが難しい	0.6%	0.6%	0.6%	20人
休んでも時間をもてあますだけだから	0.5%	0.4%	0.7%	25人
その他	2.0%	1.4%	1.7%	59人

④ 年休を行使するには (2つ以内)

	15 年	17 年	19 年	
教職員の定数を増加する	80.0%	80.3%	76.9%	2,607人
諸行事や会議を精選する	51.7%	39.4%	36.3%	1,229人
計画年休行使運動をする	14.9%	13.9%	16.1%	545人
教員間の協力体制	22.1%	23.5%	22.9%	775人
指導要領・教育課程削減	6.7%	11.1%	12.0%	407人
組合員の権利意識向上	4.0%	3.2%	3.6%	122人
その他	2.5%	1.8%	2.2%	73人

【考察】

- 年休行使日数「0日～2日」、「2.5日～4日」の割合が微増し、「10.5日以上」の割合がその分減少している。行使日数が増えるほど、前回よりも割合が低くなっている傾向が見られる。
- 行使されない理由としては、「子や同僚に迷惑だから」、「多忙で取る余裕がない」がそれぞれ70%を越えており、日々多忙であることや代えのきかない体制で勤務していることがわかる。
- 年休を行使するためのとりくみとして、「教職員の定数を増加する」の割合が70%を越えており、最も高い。また、前回より「計画年休行使運動をする」の割合が2.2%、「指導要領・教育課程削減」の割合が0.9%増えている。「指導要領・教育課程削減」については、前回の大幅増に加え、今回もさらに微増している。教職員定数増加を望む声が継続的に上がっていることに加え、計画年休行使運動の推進への期待、学習指導要領改訂に伴う現場における負担感等もうかがえる結果となった。

(2) 各種休暇や権利

① 行使した休暇や権利（複数回答）

	15年	17年	19年
夏季休暇	95.1%	98.4%	96.6%
子の看護休暇	15.6%	14.4%	15.4%
介護休暇	1.4%	1.3%	0.9%
短期介護休暇	1.6%	2.7%	2.4%
介護時間			1.3%
看護休暇	0.9%		
忌引休暇	11.6%	12.1%	8.3%
父母の祭日	1.0%	0.4%	0.2%
ボランティア休暇	0.2%	0.1%	0.1%
リフレッシュ休暇	3.9%		
生理休暇	27.1%	24.8%	23.3%
婚姻休暇	1.0%	1.2%	1.4%
妊娠障害休暇	0.1%	0.2%	0.1%
通勤緩和休暇	0.1%	0.1%	0.0%
通院休暇	2.2%	2.0%	2.1%
体育て代替	0.2%	0.2%	0.2%
分娩休暇	0.2%	0.2%	0.2%
配偶者出産休暇	1.0%	1.5%	1.4%
男性職員の育児参加のための休暇	0.7%	0.4%	0.4%
育児休業	0.8%	1.0%	1.3%
育児休暇	0.5%	0.4%	0.8%
傷病休暇	2.0%	2.5%	2.5%
産休・育休後の引き継ぎ日	0.1%	0.0%	0.1%
育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務	0.1%	0.0%	0.0%
子育て時間			0.1%
育児のための短時間勤務制度	0.2%	0.0%	0.0%
官公署出頭休暇	0.6%	0.1%	0.0%
自己啓発休業	0.7%	0.2%	0.2%
健康増進時間	3.7%	4.2%	2.8%
高齢者部分休業		0.0%	0.0%

② 行使しづらい休暇や権利（複数回答）

	15年	17年	19年
夏季休暇	3.1%	1.3%	2.4%
子の看護休暇	6.1%	4.4%	3.6%
介護休暇	9.6%	8.9%	7.1%
短期介護休暇	3.3%	4.7%	3.5%
介護時間			3.3%
看護休暇	6.6%		
忌引休暇	1.8%	0.7%	0.4%
父母の祭日	15.3%	16.3%	14.0%
ボランティア休暇	14.7%	15.0%	14.2%
リフレッシュ休暇	25.8%		
生理休暇	22.0%	26.0%	25.7%
婚姻休暇	1.9%	2.2%	2.5%
妊娠障害休暇	2.8%	2.4%	2.3%
通勤緩和休暇	6.6%	6.6%	5.9%
通院休暇	4.5%	7.8%	6.5%
体育て代替	1.6%	1.3%	1.0%
分娩休暇	1.6%	0.2%	0.5%
配偶者出産休暇	3.1%	1.7%	1.0%
男性職員の育児参加のための休暇	10.6%	12.9%	11.9%
育児休業	3.4%	3.1%	2.8%
育児休暇	3.4%	3.5%	3.1%
傷病休暇	3.8%	5.8%	4.6%
産休・育休後の引き継ぎ日	2.1%	0.6%	0.4%
育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務	5.3%	7.6%	4.6%
子育て時間			7.0%
育児のための短時間勤務制度	8.8%	8.8%	7.9%
官公署出頭休暇	2.5%	1.3%	1.1%
自己啓発休業	25.0%	27.2%	24.4%
健康増進時間	14.3%	18.3%	18.3%
高齢者部分休業		4.5%	2.6%

③ 行使しづらい理由（2つ以内）

	15年	17年	19年	
子・同僚に迷惑だから	73.2%	71.7%	68.3%	2,314人
多忙で取れない	68.3%	60.0%	55.8%	1,891人
授業計画が授えられるから	22.4%	18.1%	19.3%	653人
管理職の理解を得るのが難しい	2.1%	2.2%	2.0%	68人
その他	5.1%	4.5%	4.9%	165人

〈考察〉

- 「夏季休暇」の行使割合が一番高く、学期間中は取りづらい諸休暇を、長期休業中にしか消化できない忙しさが考えられる。行使しづらい休暇や権利の中で、割合が高い「父母の祭日」「自己啓発休業」などは、理解不足ということも考えられるので、浸透を図るとりくみが必要である。また、育児に関する休暇は「育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務」「育児のための短時間勤務制度」「産休・育休の引き継ぎ日」など数多くあるが、いずれも割合が低い。必要である休暇であると考え、浸透を促進するてだてと行使しやすい環境を整えていく必要がある。

(3) 勤務時間

① 超過勤務の回復措置は

	16年	18年	20年	
とれる	32.4%	25.7%	32.4%	78分会
とりにくい	30.0%	27.3%	24.5%	59分会
とれない	35.6%	43.3%	40.7%	98分会
その他	2.0%	3.7%	2.5%	6分会

② 「とれる」場合はいつとるか

	16年	18年	20年	
超過翌日	0.6%	0.0%	0.0%	0分会
次週のどこか	7.0%	1.4%	8.2%	7分会
長期休業中	77.3%	84.5%	77.6%	66分会
その他	15.1%	14.1%	14.1%	12分会

③ 土・日曜日の回復措置は

	16年	18年	20年	
措置ありとれる	55.0%	45.0%	47.0%	111分会
措置あるがとれない	19.9%	23.5%	21.2%	50分会
措置なくとれない	15.9%	25.6%	25.8%	61分会
その他	9.2%	5.9%	5.9%	14分会

④ 退校時刻は平均何分後

	16年	18年	20年	
終了直後	0.8%	0.6%	0.8%	26人
30分後	3.3%	2.3%	3.2%	105人
1時間後	9.9%	7.0%	9.2%	300人
1時間30分後	14.5%	12.5%	17.0%	550人
2時間後	21.8%	22.1%	23.6%	767人
2時間30分後	16.5%	14.9%	15.2%	492人
3時間後	17.9%	20.7%	18.6%	602人
3時間30分以上	15.3%	19.9%	12.4%	402人

⑤ 勤務時間以外の在校時間は平均何分

	16年	18年	20年	
0時間	1.2%	0.6%	0.8%	25人
0～1時間未満	4.8%	3.8%	5.4%	176人
1時間以上～2時間未満	19.0%	16.4%	19.0%	617人
2時間以上～3時間未満	33.3%	31.9%	37.5%	1,218人
3時間以上～4時間未満	25.8%	27.8%	24.3%	789人
4時間以上	15.9%	19.5%	12.9%	420人

⑥ 家庭に持ち帰る仕事量（1週間）

	16年	18年	20年	
0時間	14.4%	17.8%	19.0%	615人
1時間	23.3%	19.6%	22.2%	716人
2時間	20.5%	17.5%	17.6%	569人
3時間	10.9%	12.6%	11.0%	357人
4時間	5.5%	5.7%	6.3%	204人
5時間	7.5%	8.0%	7.3%	237人
6時間	3.5%	3.5%	3.2%	102人
7時間以上	14.4%	15.3%	13.4%	432人

⑦ 土・日の時間外勤務

	15年	17年	19年	
ほとんど毎週した	28.8%	25.2%	22.6%	
かなりした	20.8%	21.3%	19.6%	
ときどきした	43.7%	46.5%	48.6%	
しない	6.7%	6.9%	9.1%	

⑧ 理由は何ですか（2つ以内）

	15年	17年	19年	
部活動等の練習	33.0%	33.7%	33.5%	983人
P T A 関係	16.1%	14.6%	8.2%	240人
諸会議・研究会	5.4%	4.9%	4.3%	127人
旅行・遠足	3.5%	2.8%	2.1%	61人
官制研修会	0.4%	0.3%	0.2%	6人
学級事務	35.0%	35.1%	34.0%	999人
教材研究・準備	29.7%	33.2%	41.2%	1,210人
会議資料作成	19.1%	20.2%	19.2%	563人
成績処理	20.0%	25.2%	28.4%	834人
事務処理	24.8%	25.7%	23.2%	681人
その他	5.4%	4.5%	4.5%	132人

⑨ 土・日の部活動は（中学校）

	15年	17年	19年	
全てやった	13.1%	6.5%	2.7%	33人
土日どちらか毎週	63.5%	67.0%	65.6%	806人
1カ月あたり土日どちらか1～2回	15.4%	14.3%	13.8%	170人
全くやらない	8.0%	12.2%	17.8%	219人

⑩ 勤務時間外の部活指導の負担感（中学校）

	15年	17年	19年	
あった	43.3%	37.2%	35.2%	405人
どちらかという あった	34.8%	38.7%	33.3%	383人
どちらかという なかった	13.0%	14.1%	15.5%	178人
なかった	8.9%	10.1%	16.1%	185人

⑪ 勤務時間の確認

	16年	18年	20年	
されている	100.0%	99.2%	98.8%	238分会
されていない	0.0%	0.8%	0.8%	2分会
知らない	0.0%	0.0%	0.4%	1分会

⑫ 「休憩時間」の設定

	16年	18年	20年	
昨年同様	88.5%	80.8%	87.1%	210分
全職員同じ	3.6%	5.3%	5.4%	13分
個々に設定	5.1%	5.3%	2.9%	7分
その他	2.8%	9.0%	4.1%	10分

⑬ 休憩時間をとることができるか

	16年	18年	20年	
とることができる	4.3%	1.6%	2.0%	65人
ほとんどとることができる	8.8%	3.9%	4.4%	141人
ほとんどとることができない	46.1%	38.2%	37.7%	1,201人
とることができない	40.7%	56.2%	55.8%	1,779人

※山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例

第7条 1日の勤務時間が6時間を超える場合において45分、7時間45分を超える場合においては、1時間の休憩時間をそれぞれの所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

⑭ 児童・生徒と話す時間があるか

	16年	18年	20年	
十分ある	4.8%	5.4%	6.7%	217人
ある	34.6%	37.2%	39.8%	1,297人
少しある	48.8%	47.0%	45.0%	1,468人
ない	11.8%	10.4%	8.5%	277人

⑮ 児童・生徒と話す時間がほしい

	16年	18年	20年	
とてもほしい	27.2%	22.1%	21.4%	694人
ほしい	54.8%	56.7%	55.8%	1,806人
現状で満足している	18.0%	21.2%	22.8%	738人

【考察】

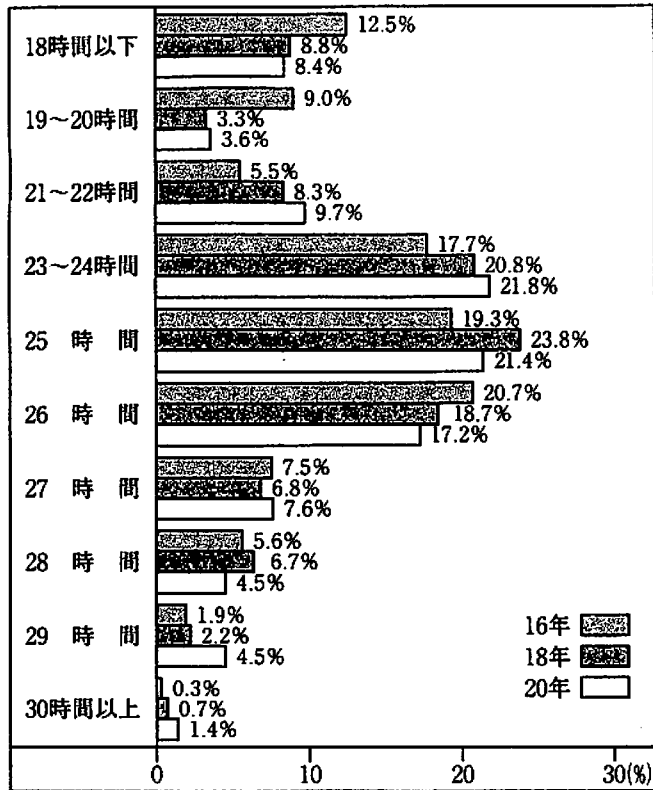
- 超過勤務の回復措置は、「とれない」、「とりにくい」の割合が減り、「とれる」の割合が大幅に増えている。いつ取れるかについては、「長期休業中」が70%を越えており、「次週にとれる」と回答した割合が前回より6.8%上昇している。回復措置を次週にとれることも増えてはいるが、依然として通常勤務日の中では、多忙でとる余裕がない勤務状況である。
- 土日の回復措置は、「とれる」割合が増えて改善され

ている。「措置があるがとれない」割合が減りつつあり、対応はされているが多忙でとれないと考えられる。一方で、「措置なくとれない」の割合が増えてきており改善が必要である。

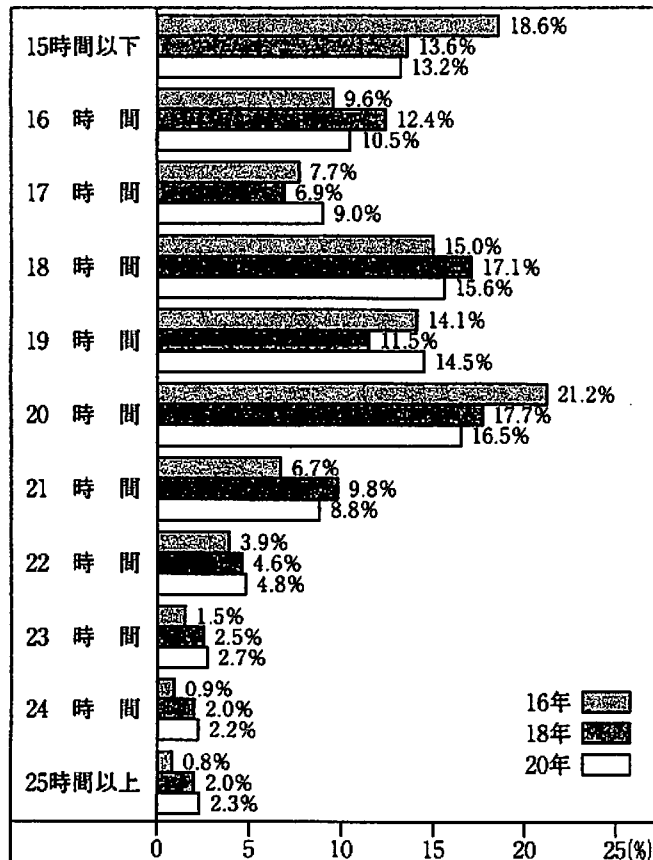
- 勤務終了後の退校時刻に関しては、これまでの遅くなりがちな傾向に若干の変化が見られる。「2時間後以上」が約70%という傾向は変わらないが、「2時間未満」の割合が微増したり、「3時間以上」の割合が前回より10%低下したりといった点で改善されている。しかし、勤務時間内に業務を処理することは難しい現状が依然としてうかがえ、さらなる改善が求められる。
- 勤務時間以外の在校時間を見ると、退校時刻と同様に「3時間以上」の割合が10%減少している。勤務時間前に出勤し、夜遅くまで勤務しているという実態は依然として垣間見えるが、改善傾向になりつつあると考えられる。
- 家庭に持ち帰る仕事量については、「3時間以上」が減ってきているが、平日にできなかった仕事を土日に時間外勤務をして、そこに充てていると考えられる。
- 土日勤務の中で「ほとんど毎週した」の割合が減少した。また、土日の部活については、「全てやった」の回答の割合は前回よりも半数以下の2.7%に減少した。このことから土日の過ごし方について改善が見られる。
- 勤務時間の確認が全分会で行われている。しかし、前年までと同様、休憩時間の設定はされているものの、実際にとることができるのは約6%だけであり、前回よりも改善されてはいるが、依然として休憩時間を取ることができていない。休憩時間の設定が、児童生徒が活動している時間では取りようがなく、現実的ではないところもある。
- 児童生徒と話す時間が「ある」と回答する割合は、約7%である。子どもに関わり寄り添うことが教育であるならば、それとはほど遠い結果が続いている。話す時間についても「とてもほしい」「ほしい」の割合が約80%になっている。多忙化解消が叫ばれる中、教育活動において何が大事なのかしっかりと見極め、働き方改革を進めていく必要があり、今後も継続して教育活動の質的改善を行っていくことが大いに求められている。
- 部活の負担感は、「あった」、「どちらかというあった」が減少している。これは土日に部活をやらなかった部が増えたため、負担感が減少したと思われる。改善傾向が見られる一方で、「あった」「どちらかというあった」の割合を合わせると70%近いことを考えると、今後も部活動の在り方を検討していく必要がある。

(4) 週担当授業時数

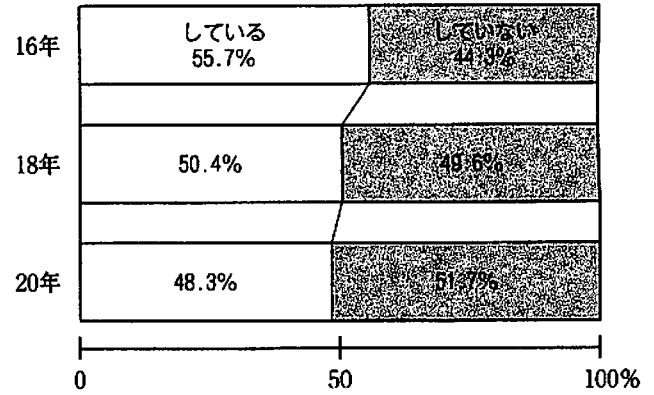
① 担当授業時数 (小学校)



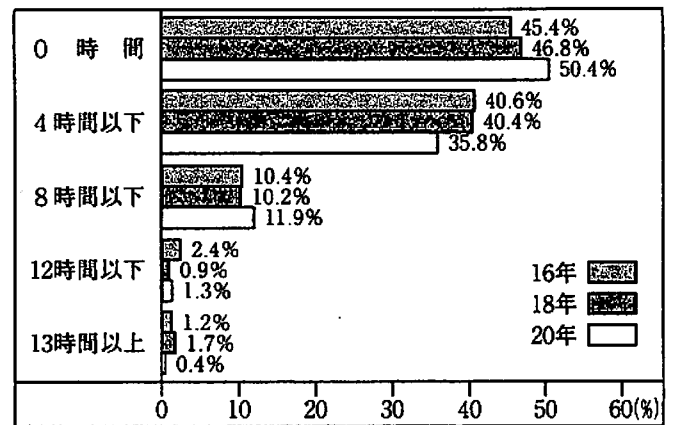
② 担当授業時数 (中学校)



③ 教頭の授業担当の有無



④ 教頭の授業担当時間数



⑤ 無免許担当教科の状況

